

上都賀厚生農業協同組合連合会 老人保健施設かみつが (介護予防) 短期入所療養介護運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 上都賀厚生農業協同組合連合会が開設する老人保健施設かみつが(以下「当施設」という。)が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理規定に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法(平成9年法律123号。以下「法」という。)の精神・基本理念に基づき、明るく家庭的な雰囲気の中で高齢者・障害者の自立を支援し、地域や家庭との結びつきを重視し、在宅復帰を支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、利用者の人権擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、当施設職員に対し、研修をする等の措置を講じるものとする。

4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

8 当施設では、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(職員の員数)

第4条 施設に次の職員をおく。

医師(施設長1名)	1	名以上
薬剤師	0.3	名
看護職員	10	名以上
介護職員	25	名以上
支援相談員	1	名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1	名以上
歯科衛生士	0.3	名
管理栄養士	1	名以上
調理員	6	名以上

事務員	1	名以上
介護支援専門員	1	名以上

(従業者の職務内容)

第5条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、施設で保管する薬剤を管理する。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者およびその家族からの相談、必要な助言その他の援助等を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 調理員は、利用者の食事等の調理を行う。
- (11) 事務員は、事務の処理等を行う。

(職務条件)

第6条 職員の職務条件は、就業規則において定める。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第8条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。

(利用者負担の額)

第9条 当施設がサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」における負担割合の額とする。

また、その他の費用の額は、介護老人保健施設サービスの利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用、私物の洗濯代等であり、その額は利用者の選択に資するため、見やすい場所に掲示するものとする。なお、支払いは特に依頼の無い限りサービス利用の翌月末日までに現金・口座振替及び銀行振込みで行うこととなるが、銀行振込みの場合、振込手数料等は利用者負担とする。

これらの事柄については、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、鹿沼市とする。

(身体の拘束等)

第 11 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設では、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を月 1 回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第 12 条 当施設では、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を月 1 回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 13 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策マニュアルを定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・宗教や慣習の違いなどで他人を攻撃したりすること
- ・自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- ・施設内の秩序、風紀を乱すこと
- ・施設内・敷地内は禁煙でありこれを遵守し健康増進および防火・防災に努めること
- ・高価・高額な金品を持ち込まないこと
- ・食べ物は持ち込まないこと
- ・医療機関の受診に関しては、必ず施設の医師、看護師、支援相談員に事前にご連絡すること
- ・サービスの利用を中止等する場合は、すみやかに所定の連絡先まで連絡すること
- ・その他前各項に準ずること

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、副施設長を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上

(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)

②利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上

③非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当施設は、栃木県鹿沼市上殿町自治会と締結の「災害時の相互協力体制に関する協定書」に従い、施設利用者の避難支援についての連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第16条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を当施設職員に周知徹底するとともに、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故発生の防止のための委員会及び当施設職員に対する定期的な研修を実施する。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

第18条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第19条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設では、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第20条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める上都賀厚生農業協同組合連合会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を月1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、当施設職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年2回実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の退所等に関する手順」に沿って対応を行う。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(苦情処理)

- 第23条 当施設は、利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 当施設は、利用者及び家族からの苦情に関して、当該市町村及び国民健康保険団体連合会からの調査等に対して協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第24条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(その他施設の運営に関する重要事項)

- 第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 当施設では、施設及び構造設備、職員、会計、その他施設運営に関する諸記録を整備しておく。
 - 3 運営規定の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
 - 4 当施設では、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより当施設職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 当施設では、その運営にあたっては、市町村との連携に努める。
 - 6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、上都賀厚生農業協同組合連合会と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。